

## 第 53 回 吹田市個人情報保護審議会

吹田市個人情報保護審議会 会議録（第 53 回）

開催日 平成 29 年 12 月 21 日（木曜日）

開催時間（開会）午後 3 時（閉会）午後 4 時 35 分

場 所 吹田市役所 高層棟 4 階 特別会議室

### 1 諮問案件

校務支援システムを含む学校教育情報通信ネットワーク再構築事業に係る個人情報の保護について（継続審議分）【学校教育部 教育センター・指導室】

### 2 その他

#### 出席委員

会長 岡 豪敏 副会長 小林 孝史

糸瀬 正博 岩城 伸 川内 通生 黒岩 哲夫

先久 純子 平山 雄一 矢倉 昌子

欠席委員 澤田 啓子 宮武 清隆

#### 出席市職員

<説明者>

学校教育部教育センター所長 大江 慶博 学校教育部教育センター主幹 小田 健二

学校教育部教育センター主幹 藤井 大輔 学校教育部教育センター主査 鶴岡 賢直

学校教育部教育センター主任 西口 拓

学校教育部指導室参事 中井 建志 学校教育部指導室参事 上村 里三

学校教育部指導室主幹 櫻井 仁之 学校教育部指導室係員 藤岡 伸治

学校教育部保健給食室主幹 大坪 直子

<事務局>

市民部長 高田 徳也 市民部次長 森本 茂

市民部市民総務室参事 柿本 卓志 市民部市民総務室主幹 藤原 千景

市民部市民総務室主査 福田 章宏

傍聴者 1 名

**柿本市民部市民総務室参事** 定刻になりました。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

当審議会の出席状況を報告します。当審議会11名中9名の委員が出席されております。吹田市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定により本審議会は成立しております。なお、澤田委員・宮武委員におかれましては、本日急用のため、欠席されておられます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。継続審議案件(1)の「校務支援システムを含む学校教育情報通信ネットワーク再構築事業に係る個人情報の保護について」に関する質問及び回答書、これらの資料については、郵送させていただいております。お持ちでない方は、いらっしゃいますでしょうか。

続きまして、お席に配布させていただいております資料として、本日の「次第」、「座席表」、「実施機関職員の出席者名簿」でございます。それから、前回お配りしています本件の「諮問書」ですが、本日お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

以降の進行につきましては、岡会長よろしく願いいたします。

**岡会長** では、ただいまより「第53回吹田市個人情報保護審議会」を開催いたします。

本審議会の議事録の作成につきましては署名方式をとっております。五十音順にお願いしておりますので、今回は平山委員と矢倉委員にお願いします。

次に、傍聴人は今日はおられますか。

**福田市民部市民総務室主査** はい、会長。本日の傍聴希望者が1名おられますので、入室いただいてよろしいでしょうか。

**岡会長** はい、どうぞ。

< 傍聴人 入室 >

**岡会長** それでは、案件(1)の継続審議となっております「校務支援システムを含む学校教育情報通信ネットワーク再構築事業に係る個人情報の保護について」行いたいと思っております。まず、実施機関より説明を受けます。実施機関の入室をお願いします。

< 実施機関職員 入室 >

**岡会長** それでは、役職名と氏名をお願いいたします。

< 実施機関職員 自己紹介 >

大江学校教育部教育センター所長 藤井学校教育部教育センター主幹(指導主事)  
小田学校教育部教育センター主幹(指導主事) 上村学校教育部指導室参事  
中井学校教育部指導室参事(指導主事) 櫻井学校教育部指導室主幹(指導主事)

大坪学校教育部保健給食室主幹（指導主事） 鶴岡学校教育部教育センター主査  
藤岡学校教育部指導室係員 西口学校教育部教育センター主任

**岡会長** それでは前回の諮問内容については、説明を受けておりますけれども。委員の皆様のご今日の間にいただいている質問について、回答をしていただくということでございますので、その質問への答えをしていただきます。そしてその後に、このシステムのデモンストレーションをしていただくということでございますので、その順番でやりますが、デモの内容についての質問は控えていただきたいという御要望がありますので、よろしくお願ひします。それではまず、前回の御説明いただいた事に対する質問と回答についてお願いいたします。

**大江学校教育部教育センター所長** 失礼いたします。改めまして、学校教育部教育センター所長の大江でございます。本日は年末の大変お忙しい時期に、前回に引き続き個人情報保護の御審議の時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

前回、10月26日に審議していただきました諮問案件につきまして、説明が至らず継続の審議となっております。再度皆様にお集まりいただき、誠に申し訳ございませんでした。本日は、先ほども会長様の方からございましたが、前回の審議の中で御質問いただいた内容及び本日の審議会に向けて頂戴いたしました御質問に対しまして、まずは回答をさせていただきます、再度皆様に御審議をいただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

それでは担当の指導室の上村から御説明をさせていただきます。

**上村学校教育部指導室参事** 上村でございます。本日の説明の予定ですが、お手元にお配りしております質問事項回答書についてまず説明の方をさせていただきます。その後に、校務支援システムのデモンストレーションを実施させていただく予定です、よろしくお願ひいたします。

それでは、お配りしております質問事項回答書について読み上げさせていただきますが、まず最初に、前回の10月26日の審議会におきまして、教育センターの西口が説明した中で、誤っていた点がございましたので、お詫びして訂正をさせていただきますと存じます。前回、小林副会長の質問におきまして、「仮想化システムで使用するソフトについては、WEB形式で動くのか。」という御質問に対して、「専用アプリケーションで動きます。」という回答をさせていただきましたが、正確なところとしましては、「WEBブラウザ上で動く専用アプリケーション」ということですので、訂正させていただきます。

それでは、質問回答書について説明の方をさせていただきます。まず、質問回答書の1ページをご覧ください。質問1については、「仮想化サーバを、漏えいした際の、データ情報の保護方式」ですが、校務系領域からは、画像のみが端末に転送され端末で操作を行います、実際のデータは校務系サーバ内で処理されますので、データは一切端

末に残らない仕組みとなっております。また、校務系サーバからのデータ移動には、各学校の管理職が許可した場合にのみ、移動ができるシステムとなっております。質問の特記事項につきましては、進級時の引継ぎ用資料に活用いたします。

次に、質問3の管理区域につきましては、

**岡会長** これ、どうします。飛ばす質問もあるんですか。

**上村学校教育部指導室参事** いいえ一応、一つずつということになりますけれども。

**岡会長** そうですか。そうしたら質問事項はだいたい短いので、質問事項もお読みいただいたらどうでしょうか。

**上村学校教育部指導室参事** わかりました、はい。そうしましたら質問2です。「資料7ページの特記事項について、どういった内容を入力することが出来るのですか、またどういった特記を入力するべきと考えているのでしょうか。」

質問の特記事項につきましては、主に進級時の引き継ぎ用資料として活用されます。また、その他の特記事項は、部活動や委員会活動等担任以外が児童・生徒に関わる場面において、活躍したエピソード等を多くの教職員で共有するために使用いたします。

質問3、「資料冊子3ページの管理区域には他のサーバ等は設置されていないのでしょうか。」

管理区域につきましては、本システムのサーバは市役所内のサーバ室と呼ばれる管理区域に設置され、他の業務で使用するサーバも設置されております。管理区域への入室については、厳しく管理されております。

質問4です。「資料冊子3ページで、センターサーバの監視は業務委託で行うということ伺いました。発生した不正アクセス等のレポートはどういったタイミングで上がってくるのでしょうか。」

不正アクセスを含む障害時には、外部委託を行っている事業者からすぐに連絡があり、対応を協議しネットワークの遮断などの緊急対応を行います。その後、詳細な障害内容や対応方法を協議し、再発防止等の安全策をとることとしております。最後に月次報告などにより、状況の説明とレポートを提出いただく予定になっております。

質問5、「ネットワーク構成図がよくわかりません。」

これにつきましては、すみません。資料のページを打っていないので申し訳ないんですが、回答書のすぐ後に、「ネットワーク構成図（修正版）」をつけております。⑤と⑦の矢印などの修正を行っておりますので、御確認のほどよろしく願いいたします。また、その後にネットワーク構成図の簡略版をつけておりますので、こちらの方も、御確認ください。

質問の2ページに戻ります。質問6、「ネットワーク構成図の流れでは、セキュアファイル・データ転送アプライアンスを経て、校務情報が学習用領域へ出てくるルートを示しているようですが、校務情報は学習用領域へ出て行っていいのでしょうか。」

校務系領域から学習系領域へのデータ移動に関しましては、使用しているうちにデー

タを移動させる必要がどうしても生じてきます。その際に学校の管理職がデータの内容を確認し、システム上で承認を行うことにより移動させることができます。

続きまして質問7です。「資料冊子 13 ページのネットワーク構成図の⑧では、アプリケーションへの流用が無く、校務用領域と教育委員会への出力のみになるのですが、実際はそういった形ですか。」

御指摘のとおりで、データを移動させるために、データの入出力がございます。訂正を行ったネットワーク構成図を御参照ください。

続きまして質問8です。「Windows Updates サーバが設置されるようですが、そのアップデート自体はどのように行いますか。」

各端末のアップデートの実施方法として、各アップデートの認証後、問題が無いと確認できた場合には、センターサーバからアップデートファイルを各端末に適応いたします。

次に、質問9です。「資料冊子6ページの『5 その他』『学校要覧に使用するデータ』とあるが、『データ』とある以上、統計数字的なことだけと理解してよいか。」

答えの方は、学校要覧で使用するデータにつきましては、学校要覧は学校紹介的な意味合いの資料ですので、その中で使用する児童・生徒数のような数字的なデータもあれば、学校の特色や写真等もございます。

続きまして、質問10です。「資料冊子6ページの下行に記載する『住所』だが、色々な事情で一応の届出住所と実住所が異なる場合の対処は検討したか。」

答えです。年度当初、保護者から提出のあった2つの帳票の住所は、日常の保護者との連絡や、緊急搬送時等の持ち出し用に使用しております。校務支援システムに入力した住所は、指導要録等の公文書に記載されます。

続きまして、質問11です。「資料冊子8ページ以降に記載がある『関意態』『思判表』については、一定の説明が必要ではないか。」

読み方は、「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」で、学習評価の観点の一つでございます。

続きまして、質問12です。「資料冊子7ページで『教諭情報の…』(1)「個人情報」の末尾に『携帯』とあるが、これは明らかに個人情報の塊のようなものであり、取扱いに注意が必要なのではないか。」

答えです。校務支援システム導入前から、教職員の同意のもと、緊急対応時に使用するために確認しており、情報の取扱いに関しましては、校務用領域で取扱い、限られた教職員のみしか閲覧の方はできません。

続きまして、質問13から15につきましては、後ほど校務支援システムのデモンストラーションの中で御説明をさせていただきます。

質問16です。「タブレットの管理方法、盗難にあった場合、タブレットは入力端末だけの機能でデータは保持されていないのでしょうか。」

タブレット端末については、データは端末本体には保存されないこととなっております。また各学校、タブレット端末を使うために施錠できる保管庫を導入済みですので、盗難や紛失が発生しないように管理を行います。以上が、質問事項回答書の説明となります。

続きまして、校務支援システムのデモンストレーションの方をさせていただきます。

**岡会長** お願いします。

**上村学校教育部指導室参事** はい。

**岡会長** これから機械の操作を業者の方をお願いしているようなので、その間だけ、ちょっと業者の方の御入室をさせていただきますが、よろしいですか。

< 委員了承 >

**岡会長** では、どうぞ業者の方、御入室ください。

**上村学校教育部指導室参事** はい。

**岡会長** はい。それではよろしくお願い致します。

**上村学校教育部指導室参事** すいません。ネットワーク構成図の後の、「個人情報保護審議会 質問事項回答書 別紙」を見ながら触れていきたいと思えます。

それでは校務支援システムは、校務の平準化・効率化を図り、教職員の校務の負担を軽減するために導入致します。データの入力は、児童・生徒の氏名、住所、保護者の情報などは学務課の学齢簿システムにデータがありますので、平成 30 年の 2～3 月に学齢簿システムから校務支援システムにデータを移行致します。移行後、転入児童・生徒のデータは、各小中学校のデータベースに学務課が入力致します。電話番号などは、各小中学校で入力することとなります。成績のデータは平成 30 年度から随時入力することとなりますので、平成 29 年度以前のデータは取扱いません。

校務支援システムは、グループウェア機能と校務支援機能に分かれます。資料 1 をご覧ください。ページが無くて申し訳ございません。後ろから 2 つ目の資料となります。

「Te-Comp@ss の機能一覧」ということで書かせていただいております。左側に「校務支援」の機能、右側に「グループウェア」の機能を書かせていただいております。今日はこの右側のグループウェア機能のデモと、それから校務支援の方のデモも一部をさせていただきますと考えております。

そうしましたら、先ほどのページにお戻りください。グループウェア機能です。従来は、パソコンが 3 人に 1 台しか無く、情報を紙媒体で回覧を行ったり、職員会議等で情報を伝達しておりました。今回、パソコンが 1 人 1 台になり、グループウェアで教職員間の情報共有が行えると考えております。

まずは、標題画面です。前の画面をご覧ください。新着情報では、新着メール・校内のお知らせ・校外（例えば教育委員会からのお知らせ・管理職からの審議事項・アンケート

ート)などがすぐに確認できます。だいたい、今ご覧のようになります。

次に、スケジュールです。スケジュールは、2週間の予定が確認でき、本日と明日の予定では、2段単位でスケジュールが確認できると共に、出張及び教職員が休んでいることが確認することができます。

続きまして、施設予約です。施設予約では、コンピュータ室など特別教室、運動場や体育館、プロジェクターやタブレットパソコンなどの備品の使用予約状況を確認することができます。

1週間の時間割では、校内全クラスの時割が確認できます。

続きまして、メール機能でございます。市内小・中学校の教職員や、教育委員会事務局の職員全員とメールのやり取りができます。グループが設定できるなど、通常、よく使用されているメールの機能があります。

続きまして、スケジュールの機能です。月単位のスケジュールを確認する事ができます。次に、指定した週の教職員ごとのスケジュールを確認することができます。次に、指定した日の時間ごとのスケジュールを確認する事ができます。次に、スケジュールは、エクセルファイルにダウンロードができます。

続きまして、施設予約機能です。1週間ごとに、施設や備品の予約状況を確認する事ができます。コンピュータ室であるとか、体育館・運動場の予約状況など施設ですね、また備品ということで、プロジェクターであるとかタブレットなどの予約状況をここに予約できるということです。

続きまして、ファイル管理機能です。定型の様式を登録することができ、ファイルをダウンロードして使用することができます。

続きまして、文書回覧機能です。教育委員会等からの照会・通知などを処理致します。教育委員会からの文書は、この画面に表示され処理状況が確認できます。

続きまして、アンケート機能です。学校で実施した行事の感想などアンケートが作成できます。結果をエクセルファイルに出力し集計処理が行えます。グループウェアは以上でございます。

続きまして、校務支援機能です。現在、各小・中学校では児童・生徒の氏名・住所・生年月日・保護者の氏名・緊急連絡先などの名簿処理、紙媒体の出席簿を集計する出欠席処理、テスト結果・評価・評定・所見などの成績処理、健康診断などの保健処理は、各教職員が、エクセルファイルを利用するか手処理で行われています。したがって、クラス名簿、学年名簿、通知票、指導要録、健康診断票などの作成は、エクセルファイルから印刷またはゴム印などを利用して手書き処理を行っています。校務支援システムは、システムに入力した児童・生徒の名簿情報、出欠席情報、成績情報、保健情報を一括管理し、必要なデータをその都度引き出すことにより、各種名簿、出席簿、通知票、指導要録、健康診断票を作成することができます。すみません、資料2をご覧ください。一番後ろの表になります。先ほど説明した内容のもので、左側に「学校基本情報」、それ

から「出欠席管理」、「成績機能」とございますが、あと、下に「保健機能」がありますけれども。これらのデータをTe—Comp@ss で一元管理する事により、新たな帳票が出力できるという事を表しております。右側の方が「出力できる帳票例」という事で記載をさせていただきます。

すみません、資料の方へお戻りください。それでは名簿機能の画面を見ていただきます。今、掲示しておりますのが名簿機能の画面になります。氏名、住所、電話番号、生年月日、保護者の情報、兄弟姉妹などが確認できます。

続きまして、出席簿機能です。詳細な欠席理由を入力することができます。長期欠席者の抽出を行うことができます。また、出欠席情報を入力することで自動集計された出席日数等は、通知票・指導要録・調査票に反映されます。

続きまして、保健機能です。身長、体重、視力、内科検診の内容、歯・口腔の状況などを入力し、児童・生徒の健康診断票を作成します。治療・精密検査を必要とする児童・生徒を抽出することができます。内科検診の入力欄で、栄養状態でありますとか、脊柱・胸隔・四肢の状態でありますとか、そういうものを主に入力していきます。

続きまして、保健室への来室記録です。この保健室の来室記録の画面ですけれども、その人の来室記録がすぐに見れるような形になっております。デモンストレーションは、以上でございます。

**岡会長** ありがとうございます。どうでしょうかね。そうしたら、もう一度委員の皆様へ。先ほど、委員のこれまでの質問に対しての回答への再質問になりますかね。まずは業者の方がおられますので、最初にあのデモンストレーションについての質問と答えを、少しやりましょうか。それでは先ほどの質問・回答でお答えいただいたことに、補足があれば。

**柿本市民部市民総務室参事** デモンストレーションについての質問については、今回はもういいのでは。

**岡会長** じゃあ、業者の方ありがとうございます。これで。

前回の質問、それと今回、回答いただいた訳なんですけれども、それについて、御説明をいただきたいことがありましたら、どうぞ。

川内委員、何かございませんか。

**川内委員** では、御指名いただいたので、公募委員の川内です。

私が出しました質問に対しての回答がここにある訳なんですけど、それで腑に落ちました、わかりましたと言えないのがちょぼちょぼございまして、それがどういう点かというのを、お話してよろしいですか。

**岡会長** はい。

**川内委員** いろんなところがあるんですが、一番私、気になりますのは、質問のナンバーで申しますと、12番になるんですね。「教諭情報」と言うんですかね。その中にいろんな情報を、学校に必要なものが十分あるんですけれども、「携帯」というのが入っていた訳

なんですよ。 「携帯」というのは、皆様方が、いわゆる個人情報の塊と言えるものだと。 こういうこのシステムに入力しているということが、他のいろんな児童の成績とか、出席日数とかと同じような位置での入力は、私としては賛成はできないんですよ。

もちろんそこには何かこのシステム導入前から、何て言うんですか、情報をもたらっていることなんだということが、どこの会社の中にもありますけれども。 このシステムを立ち上げることにしての個人情報の保護についてというのが、この吹田市での会合でのスタイルだと思うんですよ。 そうすると、こんなふうに他の情報と同じように教職員・教諭でしょうか、教員が個人情報の塊のような、人に出したくもないようなその番号をこのシステムに導入するから、だから出しなさい、という形で公開をせがまれると思ひ至るのですが、まあ皆、サービスだと思っています。 つまり、センターとか指導室の方は絶対お出しされていますけれども、今、そういう公権力によって、吹田市立の小・中学校に勤務している教員の個人情報が、このシステムになったんですからもう批判できませんという形になってしまう気がする。 もともとこの会合自身が、個人情報保護に関する審議会であって、そこの私はその一人として、「はい、わかりました。他の情報と同じように各先生から携帯の番号を聞いて、それで入力することで、完成です。」これ、入力することで逆に言うならば、立ち上げれば、出力できる訳ですけども。そこまでのことを、教員であるがゆえにせがまれるのかなという。私、物凄く抵抗があるんです。

私、この審議会においては自分が公募委員であるものですから、何の専門家でもありませんから、みんなお役所の方がおっしゃることに対して普通、質問を受けないこととしております。わからせてもらうためにです。そしてわからせてもらったなら、納得してそれで意見をひっこめております。今回、意見として持ってきたことに対しては、これは飲めるべきではないなあと。個人情報保護審議会のメンバーとして、こういう個人情報の公開を公権力で迫るようなものを「はい、変えました。」というふうに、私と同じ考えで同調してくださる方が、他に何人お有りかわかりませんが、たとえ一人でもこの声は、出したいなあとという気持ちがあって、とても簡単にワープロ打ちで打たれたこの5、6行の回答では私は満足できないと。そういうことでございます。すみません、長くなりました。

**岡会長** はい。これはまあ一応、意見ですよ。これは御意見ですね。質問でなくね。

**川内委員** はい。そうですね。はい。

**岡会長** それで、今度ちょっと回答あたりにも書いてございますけれども。今回は、校務支援システム導入前から、教職員の同意のもと緊急対応時に使用するため確認しているということで、電話番号、自宅の固定電話及び携帯と言っておられますよね。今の川内委員さんの御意見も踏まえて、ちょっとその辺を、回答というかその周辺の御説明をしていただくことができますか。今までも、これやっておられるんですよ。

はい、どうぞ。

**櫻井学校教育部指導室主幹（指導主事）** それではすみません、櫻井でございます。よろし

くお願いします。私も数年前に中学校で勤務しておりまして、学校の現状を申し上げますと。今回の校務支援システムの導入というところでシステム上に電話番号を入力するというのがあっての審議だと思うんですけども、今までも紙媒体におきましては、書かせていただいているとおりに、緊急対応時若しくは行事等で連携をとるためとかそのような観点で、連絡簿も作成するような時もございますので電話番号については、もちろん確認をしております。ただ、携帯も持ってない方も当然いらっしゃいますし、ここに書いているとおりに、「同意のもと」というところの観点ではあるんですけども、電話番号については電子媒体ではなく紙媒体ではありますが、以前から学校の中で管理していたというところがあります。書いてないところがありますのでわかりませんが、はい。以上でございます。

**岡会長** 川内委員ね。

**川内委員** はい。

**岡会長** ちょっと部長まで申し上げるのは、問題があるのかもしれないけれど。やっぱり、自宅と携帯と2つ例示されてますけれども、学校側から連絡する必要がある場合は、まあやっぱりありますよね。

**川内委員** はい。

**岡会長** だから、それで何か「私は、携帯教えたくない。」と言う職員がおられたら、それはそれで別にマイナス的な取扱いをすべきであって、それはこちらに登録をするのは、「嫌だったらそれでいいよ。」というような扱いをすれば、それでいいということでもないのでですか。川内委員の意見は。

**川内委員** 今、会長さんがおっしゃった事は、同意というか、任意というか。

**岡会長** そうそう。

**川内委員** そういうことが保証されれば、いいんじゃないかということですか。

**岡会長** そうそう。

**川内委員** それが本当に100%保証されれば、それはそれでわかるんですけどね。やはり先ほど御回答のあった中に、同意ってことをおっしゃってましたよね。同意を貰ったらいいいんだ、と。だから良いではないかというふうな御発言なんですけれどもね。この同意自身は、私は曲者だと思うんですよ。私はもちろん現役のころには無いわけですけども。私の身内にも、他市ですが、某公立中学校の教員がおりますし、市外にも若い教員が一人います。ついこの間も12月に会って話もできたことがあったんですけどもね。この同意というのも、本当に我々一般社会の人間が同意するって形で、本当にそれ保証されているんだろうかということなんです。たとえば、このシステムがどんどん動きだした時に、仮にも学校の全教職員の中で一人だけが携帯の番号入れるのが嫌だということを申した時にですね、今、会長さんがおっしゃったような同意事由という事の裏付けがあるんだから、それ以上無理じいできないという管理職ばかりならば、それはそれでいいですけども。逆に、非常に権力的な管理職の校長や教頭がいてですね。

こっそりと個人を呼んでですね、「実は、公開してくれへんのはあなただけなんですよ。なんとかありませんか。」というふうに迫られた場合に、それをはねつける事ができる教職員がどの位いるんだろうか。大抵、負けてしまうんじゃないかと思うんですよね。あるいは、やり方によっては、校長・教頭以下あたりが一番表面に出ないで、生活指導部長とかがありますね、学年主任とかそういうふうな、まあ言うならば主任手当の対象となっているような幹部教員というんでしょうか、言葉間違っていたらごめんなさいね。そんな方から、また言わせているとかね。そんなことは、実際ない職場では無いということ、私先ほど申し上げた現役教員からも聞いているわけですね。私は、この同意とか、任意とかいうのが、この場で、この場で我々が世間的な感じでもって受けとれる言葉と、また学校の現場の中では違っているんじゃないだろうか。そうしたところまで、会長さんがおっしゃったように任意とか、先ほど御役人がおっしゃったような同意とかいうことがあっても、まずこのシステムが立ち上がって、そしてそのセンターか指導室か知りませんが、そこから各学校長に伝達されていくその段階でまず、非常に濃さとかいうのが変わっていくような気がするし、とにかく各校長受け取り方によって、あるいはその方の性格や人格によってまた違っていくと。とてもこの場で我々が、任意・同意があるからいいではないかということでもって、「では、そうしましょう。」というその時点とは、違ったものに成りはしないかと。心配しすぎとおっしゃるかもしれませんが、私は今、心配をしております。以上です。

**岡会長** その点について、他の委員の方、何か御意見はありませんか。

黒岩委員 どうですか。

**黒岩委員** 専門的で、よくわからないところもあるんですけども。まあ、一般論としてね。情報システムに対し吹田市の情報に対する基本的な理念というかな、考え方。確かに情報というのは、その前提になるものは、こういうことをやるシステム化する時に、ただ経済的な側面だけではなくに、もっと奥深いところの理念みたいなものがあるのかなと、自分は勝手に解釈をしているんですけどね。そういうものがあって、初めてシステムが正常にくるようになると思うんです。ちょっと抽象論になるんですけどね。

抽象論になるんですけども、一般経営でもそうなんだよね。事業の目的があって、うちの課では、これに基づいてペイをします。今回のこういう新しいシステムを導入してね、それを展開していくという事になればね、私はそれなりにその情報化・システム化に対するちょっと任意的な考え方というのかな、皆さんに共通項で持っていただくというような考え方というかな。ちょっと、私も上手に話せませんが。そういうベースがあって初めて、こういうシステムが正常に機能していくというかな、そのような、ちょっと気がするんです。

それで、先ほどデモをちょっとしていただいて、デモに対する質問はちょっと御遠慮願いたいという話が出ましたけれども。まあ、それはそれでいいんですけどもね。

情報というのは、一步間違えば一人歩きするリスクもあるし、そういう中で、例えば

生徒さんのさっき出席の日数についてちょっと出ましたけれどこれなんかは例えば、入力ミスで、その方はえらい出席率悪いやないか、そういう単純な評価がもしなったら非常に大変ですよ。まあ、そういうようなチェック機能が、今のところそういう話が出ていけませんので、どういう管理でチェック機能を果たしていくのか。これは何も別に、今のその画面だけの問題ではなしに、上層のシステムのチェック機能の充実度が、どのレベルにあるのか、今私らこっちから見えないんでね。ただ、こういう風にやりますというだけで話になっておるんで、もうちょっと突っ込んだところでそういうことをやることによって、情報がきちっと管理され、運用されていくと。やっぱり費用的にはそういう市民のためというのか、生徒さんのためというのか、そういったところで機能しているという説得力は、ある程度必要ではないかなと思うんです。何かツールを解した説明に、わりに終始しているんで、ちょっとそのバックボーン的なやつを。あまりこう、ピンと来ないというかな。感じがしたんで、それで言ったというような。ちょっと失礼な言い方ですけども。まあ、ちょっと感じたんで、申し上げたところです。以上です。

**岡会長** 平山委員どうですか。

**平山委員** まあ、必要な情報が知れるという事はその反面、載せる情報にもちゃんと留意して載せているかどうかということ、慎重に判断しないといけないと思うんですけども。例えば、学校の先生の中にいるかどうかわからないんですけども。視覚障害の方とか、これらの方がこのシステムをどうするのかとったりしまして。別に対応できるか、若しくはオープンで読みやすいようにシステムをできるのかどうか、ちょっと疑問に思いました。もしくは肢体障害があって、手が動かさない人がいるかもしれません。

**岡会長** 糸瀬委員。

**糸瀬委員** はい。これだけ、見ましたけれども。ただ、数字とか点数で評価されたら、その児童・生徒はかわいそうではないかと。この子の成績は何点やからこうやとか、そういう人間身のないような評価されるような情報集めだったら、おかしいと思うんですよ。

ただ、成績は悪いんだけども、毎日欠席もせず真面目にやっていると、これだけでは評価できないと思うんですよ。だから、やっぱり人間ですから、いいところを伸ばせるような情報をもっと見つけてやる。見つけてあげていくデータを作っていくって欲しいです。それと、僕思うんですが、小学校1年から入って、6年までその子のデータが全部残るんですか。1学年だけで終わるんですか。入学してから卒業までの、この子の6年間の成長が見れるようなデータが残るのか。それを知りたいんですよ。それともう一つ、中学校入って高校入る時の、内申書をこれで見ればかわいそうだと思いますわ。部活動はやっている、成績は悪いけれども真面目にがんばってる、そんなんで内申書を作ってもらいたいと思います。それと、点数と、点数だけでの評価では困る情報だと思いますけれども。

**岡会長** この辺は、先ほどの説明では必ずしもそういう欄が有るようには思えなかったんですが。どうですか。はい。どうぞ。

**櫻井学校教育部指導室主幹（指導主事）** はい。指導室の櫻井と申します。委員のおっしゃられたその1年生から6年生もというところに関しましては、全ての情報が蓄積されるようなシステムになっておりまして、ただ、数字だけではなくて本人のいいところをもっと残せるようなシステムを、というような話もありましたがエピメモという機能がございまして、本人がどのような例えば取り組みをしたとか、こういう行事で活躍したというようなものを蓄積できる機能も行えます。あと、中学校の内申書についてなんですけれども、委員おっしゃっているとおり数字だけというところを危惧されているんですが、そういうところ以外にも、所見欄というところもございまして、委員のおっしゃられたとおり、部活動で本人ががんばっておりますとか、学級委員でこのように活躍しておりますというふうなところを記入していく欄もございまして、もちろんシステムだけで網羅できない部分は、電子媒体だけではなくて、教員間でコミュニケーションとしてメモを残しておいたりとか、いろんな部分で総合的に子どもたちの成長のために評価していくというところもございまして、はい。以上でございます。

**糸瀬委員** いやあ、使ってみないとわからへんわね。

**櫻井学校教育部指導室主幹（指導主事）** そうですね。

**糸瀬委員** ホンマに、ここまで保護者なりが感じるかどうかですわ。例えば、保護者いったって「あんたの通知票みたらいいんやないか。」と、そこでこれ見て、このデータで教員がですね「いやいや、こういう面ががんばっていますよ。」とか、いい方に向けていくのが、やっぱり指導した措置と思いたすかね。

**大江学校教育部教育センター所長** 会長よろしいですか。すみません。

**岡会長** はい、どうぞ。

**大江学校教育部教育センター所長** 今、委員がおっしゃっていただいたとおりで、この今現在も、ただ点数だけで評価をもちろんしておらず、さまざまなデータというのは紙ベースでそれぞれの担任であり、教科担当が収集しているんです。それをこの一つのシステムの中に収めることによって、一人の子供に対してより複数の教示ができると、いったような意味ではこのシステムの手を借りて学校にあるその一人の子どもの情報をきちんと整理していくと、いうことを目的にはしているんです。

それで、評価についてもそうなんです。保護者の方はどうしても点数だけとか評価だけが気になるんですが。我々としては、例えば部活動でがんばってこられたとか、委員会の見えないところで、がんばってますよということは、我々は毎日見てるんですが、保護者の方々には見えない所がありますので、そういったことは逆に学校からお伝えさせていただくと。今もさせていただいているんですけれども、このシステムによって担任だけじゃなくて、クラブの先生の所見であるとか各教科・他の学年の教員の見方もここに集まりますのでね、かなりこれまで以上に厚いものが財産としては持てるんじゃないかなというふうには思います。

それから、先ほど平山委員の方からありました、例えば視覚障がいであるとか、肢体

不自由の教員ということなのですが、現在吹田市にはそのような障がいを持った教員というのは勤めてはおらないんですけれども。仮にそういった何らかの配慮が必要な教員が任用されるとなった場合には、予め大阪府教育委員会の方からそういった情報をいただきます。ですのでその方の状況に合わせて、例えばこのシステムをどの位かえていけるのかということについては、もちろん我々としてはしっかり検討すべき内容だなというふうには受け止めております。

あと、黒岩委員の方からありました欠席日数をあしらえて、例えば1日も休んでいない子が、30日も休んでいることになっていると、というようなことについてはこれはあってはならないことなので。今も、基本的には成績表もそうなんですけれども、こういった出席の関係の有無の部分も複数人で複数回、いわゆるプリントアウトしたものを最終的には人間の手で確認をするという作業を今やっておりますので。システムが変わったからといって、そのミスがまったくなくなるということは、我々も考えておりませんので。あくまで最後は人の手、人の目で確認をするということは必要やというふうには考えております。すみません、長くなりまして。

**川内委員** すみません。今の御発言に関連して、いろんなものが入力できるという、単なる数値だけでないとおっしゃるんですけれども。逆に聞きますと、じゃあ、それだけ膨大な情報にどれだけの時間が必要になるんでしょうかね。元々これ、大義名分的には、教員の負担を減らすとか、あるいは、勤務の平準化でしたか。そういったことで至って立ち上げるシステムで、それを実施サポートするために膨大な時間を、誰が、どこで、いつそんな時間をお使いになるんだろうかということをお考えですね。先ほど私が紹介しました現役の中学校の教員でも、もう毎日夜8時、9時までは絶対残っている。仕事が済まない。校長や教頭は、勤務時間は済みましたからと帰っていく中で、みんなは残って仕事している。今がそうです。このシステムが立ち上がっていない、今です。勤務時間内にこんないろんなことを入力しようとしたら、どうなっていくんでしょうね。そのへんのところは、僕らはちょっと見当がつかない。負担を軽減するためのシステムを立ち上げて、返ってその負担に縛られはしないかという、そんなことを思ってしまうんですけれどもね。以上です。

**岡会長** 大江先生、どうですか。

**大江学校教育部教育センター所長** はい、すみません。ありがとうございます。今現在は、例えば子ども一人一人のエピソードについては、あるシートに入力をしているんです。入力をするという作業は、これまでと同じなんですけど、このシステムの中に一度入力することによって、それらの情報が繋がって行って、帳票としてプリントアウトできる。簡単に言えばですよ。このシステムを入れることによって、さらに何か入力することが増えるかといったら、我々はそのようなことは、想定しておらないんです。今までバラバラにあった情報を、このシステムによって、すべて横つなぎに、すごく粗い言い方ですけれども、横つなぎにして、それを一つのデータとして形に表していくということ

ございます。ですから、作業として何か新しいことが増えるかといったものではございません。お分かりいただけますかね。

**川内委員** いいえ。分からないです。

**岡会長** 担任の人が、入れるんですか。

**大江学校教育部教育センター所長** これまで、担任が入力すべき内容は、担任が入力をします。ですから、例えば中学校であれば、教科の担当というのがおりますので、理科の成績であるとか理科の授業に関することは、これまでも理科の教員がシートに打ち込んでおったんですけれども、それを全員がこのシステムの中で打ち込んでいくということになります。

**岡会長** それら以外のデータは、担任がやるのですか。

**大江学校教育部教育センター所長** これまでも、基本的には担任が扱ってきましたので。ただ、先ほどもありましたが、元々の住所であるとか、お父さんのお名前・お母さんのお名前というのは市役所の学務課という所にデータがありますので、それは年度の始めに教育委員会のほうからこのシステムに入力をします。ですので、本当に一から「何々さん」という名前を打っていく作業は、多少ですけれども減っていくというふうには見込んでいます。

**上村学校教育部指導室参事** 会長、ちょっと補足させていただいてよろしいでしょうか。

**岡会長** はい、どうぞ。

**上村学校教育部指導室参事** すみません。今日の資料のですね、資料4の「個人情報保護審議会質問事項回答書 別紙」という所をもう一度見ていただきたいんですけれども。1ページ目です。

**岡会長** はい。

**上村学校教育部指導室参事** ここに質問事項がございまして、回答の第3欄です。ここをもう一度読ませていただきます。「データの inputs は、児童・生徒の氏名、住所、保護者の情報などは、学務課の学齢簿システムにデータがありますので、平成30年の2～3月に学齢簿システムから校務支援システムにデータを移行します。」改めて入力するということではございません。それから移行後のデータですけれども、例えば転入してきた児童・生徒のデータについては、各学校で入力するのではなく、教育委員会の学務課のほうでデータベースにデータをセットするというような内容になります。ですので、こういうふうなデータで学校で入れていただくのは、電話番号だけとなっております。それとあと、兄弟のデータ入力についてでしたが、このシステム、兄弟を認識する機能がございまして、電話番号をキーに兄弟を探していきますので、兄弟姉妹の名前を入力することではなくて、電話番号をキーにその兄弟姉妹を引っ張ってくるようなシステムとなっております。以上でございます。

**岡会長** 川内委員、どうですか。

**川内委員** いいえ、私の聞き違いとか、誤解だったらお詫びいたしますけれども。先ほど

の御説明の中でね、いわゆる成績の数値だけがデータ化されるようなことでは、生徒は理解できないということに対して、いやいや、もっと他のいろんな教員からの観察とか意見とか入ってきますからとおっしゃったんでね。それで私は、いろいろ入力しなければ誰もわからないだろうなと思って、それで負担のことを申し上げたんですよ。

**岡会長** それでは、一応質疑は終わったということで、職員の皆さんには一時、御退席いただいて、委員の間で審議させていただきます。

< 諮問の実施機関職員 退室 >

**岡会長** 前回お配りいただいた諮問書の「審議に諮る理由」の最終段落だと思うんですけども。「今回の再構築は、教職員の校務負担を軽減し、」、まあここに一つの焦点があるんでしょね。「本市教育活動の充実を目指す上で必要不可欠であり、校務支援システムの導入を含む SATUKI ネット再構築による電子計算機処理にて行う業務が平成 11 年度に諮問した内容より増大することから、吹田市個人情報保護条例第 6 条に規定するセンシティブな個人情報の取扱いについて、同条例第 7 条に規定する収集方法（本人通知不要化含む）について、同条例第 12 条に規定する新たな電子計算機処理の実施について諮問するものです。」ということがあって、前回の御説明を思い出していただきたいんですけども。システムの概要というのが、ずっと 11、12、13 ページまでとあるのですが、なかなか子細に検討していくことになると項目が多いのと、実際ここでうたわれているようなことが実施した場合に実施実態と矛盾するのではないかというのが、おそらく川内委員なんかの一番の御指摘されたい意見なんかじゃないかと思われませんが。まあ、そのへんの意見がいろいろ出てきたんですが。

もし、このシステムをこの諮問に基づいて実施するなら、来年の 1 月 1 日から試験運転をしなければいけないような状況にあるのですが。そういう意味からすれば、最終の期日なんですけれども、どうしますか。議決できますか、それとも議決しないで、「今日の審議会では、結論を出さない。」ということにしますか。

小林先生、どう思われます。

**小林副会長** うーん。まあ、慎重に使われるというのは、間違いないですね。どういった見解をとったらいいのか、さっきの先生方の情報が入るということですけども。校務情報は、校務を行う上では先生方の情報は必要なことでもあるし、諮問書の 3 ページですね。まあ、先生方からのメンタルな情報とかが入ってくるというのは、やはり人事上でしょう。どこの会社でも人事上のことを扱っているわけですし、それを現地で保管しているということは、どこの会社でもやっているということではないかと思うんですよ。市の職員さんでも人事シートというのはたぶんあって、その中に入っているはずですよ。そこもたぶん、バランスというかそこらを鑑みると、特にここに入れない、入れてはいけないということにはならないんで。そういう意味では安全措置は施してある

というところと、教員のシステムとは別にしているところを考えると、ここのシステムの中に教諭情報を入れるというのは妥当なところかなと思います。

まあ、公開ではないんですよね。川内委員の中には公開というのがあったもので、そこは違うだろうと思うんですけども。そこは先生方若しくは指導課とかの、そういったところでは閲覧は出来るだろうとは思うんですけども、それ以外ではおおびらにする訳にはいかないと思うんですけども、必要なところで適切に利用ができるように置いておかれる、その辺りでは特に否定することでもないようなことではない、と考えられます。はい。

**糸瀬委員** 一般企業では、当たり前ですわ。このデータは、社員としてはね。一般企業としては、自分ところの社員はどういう勉強をしとるのか。経験履歴は何年や、しかもその家族構成もそこそこ知っておかないと。それは当たり前やと。あと、僕が気になるのはね、児童・生徒。何かこれで、使ってくれればと思うんだけどね。僕ちょっとこれ、温か味が無いんと違うかなという話なんですけどね。

**小林副会長** まあ、大学ではそういう意味ではたぶん温か味が無いんですよね。点数評価しからないですから。所見など、無いですから。閻魔帳に書いたままを通知表そのまま手書きの形で渡すということですから。まあ、これからは印刷されたものが出て来るというのが、出て来るにはあるかもしれませんが。

**糸瀬委員** 孫の通知表見たらね。所見が手書きだったんですよ。真剣で、温か味が生むと。それをパソコンで打たれとったらね。その辺の差やろうね。特にただ、所見の欄で「よく頑張っていますよ。」というのを見たら、あの先生、なかなか見てくれているのかな、というような気がします。

**小林副会長** アメリカの小学校だったら、物凄い量のレポートが出てくるんですよ。しかも先生一人でなくて、全部の先生が入力して、何十行も書いて。「一生懸命にやってる。」てね。そういうのは手書きではできないんですけど、物凄い時間で対応しているそういうところもある。よりたくさん見れるんですけども、より先生のウェイトがどんどんシステムの中にドーンと入ってくるとなると、手書きよりは入力しやすいかなという状況ですね。今まで以上に思い入れが出てくるので、感情的になるんです。

**糸瀬委員** 契約書とかね、昔だったら手書きがいいなとなっていたが、手書きだったら、今はそれが信用できなくなってきました。そういう時代になってきたなと思います。

**矢倉委員** 今はどんどんね、パソコンとかで入力する時代で、医師のカルテも電子化されていっているんで、なんでもやっぱりそっちで打つほうが早いという方向でなってきましたし、学校の先生が結構事務手続きで加重な負担がかかってきて、遅くまで仕事されているという話をよく聞くので、そこをやっぱり少しでも軽減するための方策としては、もうこういうものをどんどん導入していかないとしかたがないのかなという気はしています。

**川内委員** すみません。先ほど小林先生からの御指導があつて、私が情報の公開という言

葉を不正確に使ってしまったことをお詫びします。私の意図は、要するに自分の知られたくないことを、他人に言わねばいいじゃないという、そういう意味あいではなかったので、厳密な法的な言い方ではなかったことを、お詫びいたします。

ついでにちょっと申しますとね。携帯とっていいか、ほぼスマホですわね。最近のスマホで、皆様方は、もう全部ご存知でしょうけれども。例えば使い方によっては、その携帯の持ち主が、どこのお店に何時何分に入って、何時何分に出て行ったか、そしてどこへ何分歩いて出て行ったかが全部トレースされるようなことになる訳なんですよ。そういうことにも繋がる携帯の番号をね、何かこの教育的なシステムという大義名分のもとにはき出さなければいけないというのは、私まだ拘っているんですよ。ちゃんと保管はされていますと、すべていつも言われます。だけど、必ずと言っていいくらい「ええ、そんなものが漏えいされるか。」と、ほとんどいろんな報道で皆様ご存知だと思うんですけどね。そうしましたら、性善説に立てばいいんでしょうけれども。まあ、学校という場に、性悪説を持込むのと違いますけれども。しかしもしか何かの時に悪意でその番号を盗んだとすれば、今申し上げたそんな私生活のことまでわかってしまうことにもなりかねない。それを、利便性とか緊急性とかいうことでもって、押し切られて自分以外の人に教えなければいけないのかと今、私には拘りなんですよ。携帯がなかった時分から、学校でやってるシステムもあれば、緊急時もありました。それはそれで、しのいできたわけでしょう。そんな先生は教員として生涯を送って40年間として、この40年間に一度有るか・無いか、全くない人もあるような、そんな経験式の突破のために言うなれば常時どっかでみられる可能性もあるということですからしておくようなことは、私はやっぱり怖いんですよ。頭が古いと思うんですけども、ごめんなさい。というわけです。

**矢倉委員** 今、携帯しか持っておられない方も結構おられるので、だんだん、家の固定電話を解消して行って、携帯だけで連絡を取り合っている方も増えてきているので、連絡先を職場に登録しないというのは結構難しいのかなあ、とは思います。

**川内委員** それがね。例えば警察官とか、あるいは商社員とか、あるいはまた一部の旅行の添乗員とかのように、業務用のものであれば十分にわかるんですよ。だけどそこに自分の個人情報、自分のさっきも言った、あの店に何時に入ったかってことまでなんて調べられてしまうような個人情報の番号、言わなくてはいけないということに、私まだ拘っているんです。

**小林副会長** 電話番号でトレースできるのは、司法か警察ぐらいです。一般人がその電話番号を使って、誰と何処にいたかというのは分からないです。

**糸瀬委員** 登録にはメールの番号入れてでしょ。ここにも。電話番号も入れてでないと、メールも入らないですよ。

**川内委員** いいえ、私のはあくまでも一例ですよ。とりあえず、左様であることを言うるのでなく、そこまでの機能を。

**小林副会長** そこはなんと言うか、よくあった個人情報の過剰反応というやつで。

**川内委員** うーん。それだったら、そうです。はい。

**小林副会長** 昔は電話帳というのがあって、何々名簿というのがあって、そこに電話番号が出たりして。そこは、今はかなりとやかく言うようになってしまってる状況があるんです。

**矢倉委員** 学校も子どもさんがいなくなったりとか、探したりしないといけないことで、結構先生が呼び出されたりすることもあるみたいなので、そういう時にもやっぱり連絡が取れないと困りはるやろうなあとと思います。

**岡会長** それとあとね。もう一つ補足するとね。行政の方の御説明の中で、行事においての連絡先においても携帯がいるという説明のくだりがありましたよね。それも確かにそうだと思うんですよ。運動会や学芸会といった中で何処におるのか担当職員がわからんという場合に、携帯で連絡し合うというのはありますよね。そのとおりで、ずっと出ていますように何か子どもさんに事故があった時に、親御さんに、その固定電話だけで本当に迅速な連絡ができますかと、ここがあるとと思うんですね。それは何件もないと、それは川内委員のおっしゃるとおりで、そんなの1年の間でも、10年の間でも何件もないというのはそうなんでしょうけれど。何か起こった時に学校側が職員の携帯も把握していないのかと逆に非難されることが無いかという気はありますねえ。それから川内委員のおっしゃることもある意味ではよく理解しているつもりですけど、その点はどうなんですかねえ。もしこのシステムを実施することによって弊害が、あるいは欠陥が出た場合、あるいは弊害が出た場合、そういう異議申立てがあった場合には、何というんですかねただちに検討して、改善すべきものがあれば改善するみたいな、そういう条項を付けておいて、基本的にはこれ賛成いただいたらどうかと思いますけれどもね。どうですか川内委員。

**川内委員** いいえ、流れはそうなっておりますので。私だけ突っ張っても無駄だと思います。

**岡会長** いやいや、そういうことでなくって。そういう意見を付けるということで、基本的には、この審議会全員一致で賛成でよろしいですか。

**川内委員** ですから後はもう、同意のもとという。この同意のもとというこれを、しっかりした何て言うんでしょうか、歯止めに利用していただかないと。それを現場でなし崩しに反強制的にしていくのなら、やっぱりそれは個人情報保護条例ということを考えたら、過剰反応とおっしゃるとおりだと思うんだけど。何か私そこにまだ砦が欲しいような気がすると思うんですよ。それだけです。もちろん、会長に従いますので。どうぞ、そのようにまとめてください。

**糸瀬委員** でも、同意のもとという言葉を入れてしまったら、強制的に載せられてしまったということにもなるよね。載せてしまったら。難しいね。同意のもとというのに勝手に載せたというので、また揉めると思うけれども。

**小林副会長** この第7条で言えば「本人から直接収集しなければならない。」という文言があるので、それですよ。

**岡会長** でも、特段その時に異議が出なければ同意したで、済まないの。

**糸瀬委員** それはそれで、良いのと違いますか。

**岡会長** 良いよね。

**糸瀬委員** いや、僕は良いと。同意がなかったらおかしいなと思って。

**矢倉委員** 最初に携帯番号を登録する時に、それを出すということは、同意になるんじゃないですか。もし、どうしても出たくない人は、携帯番号自体を言われないんじゃないですか。

**川内委員** それは可能なんですか。

**矢倉委員** 持ってなければ、それは。

**川内委員** 持っています。いや逆に、いや、これをテコにして携帯を持ちなさいというふうには、なりはしないんですか。こういうふうになっているんだから「あなた、携帯を持たないのはおかしいですよ。」と、こう言われたら。「あなた、連絡で責任とれない。」と言われたら、それもまた怖いなと思ったりしますね。私、現場知りませんからどんな論理がまかり通るのか分からないので。どうも現場の先生方が困るような気持ちが、私はすごく強いです。

**矢倉委員** たぶん今の若い方は、携帯番号を言うことにそれほど抵抗はむしろ無いのではないか。むしろ、いろんな買物をする時でも、何でも携帯に登録をしていますから。携帯登録について、そんなに抵抗はほとんど、携帯番号言うことに対して抵抗が無いというのが、もう。

**川内委員** 職場に出す場合でもですか、その個人の利便性と違って。職場に出す場合でも、そういったことになりますか。

**矢倉委員** 職場だけが、そんなにどうしても出せない場所というのが。まあまあ、もしどうしても嫌な場合は、使い分けられていると思います。はい。使い分けて出しはるといふ、もしどうしてもだったなら。

**森本市民部次長兼市民総務室長** すみません。一応、保護条例第7条のほうで、本人にもとづいて収集するということになっています。教育委員会から出した個人情報保護審議会質問事項の回答書の中で、「教職員の電話番号については、校務支援システム導入前から、教職員の同意のもと」ということですので、御意見はともかく、すぐ再度聞いていただいてもと思いますけど。

**岡会長** ではその点、質問に対する回答で今読んでいただいたところね、確かに同意ってことも先ほど説明されましたので、その点をどうしますかね。一度審議会の結論としては、これは諮問に了解しますと。審議いたしました、了解しますということになるわけだけど。ただし、個人情報の収集に係る、特に携帯電話番号などの収集については本人の同意を得ることを基本に、慎重に行っていただきたいというような、但し書きを付け

ますか。高田部長どうですか。

**高田市民部長** そうですね。さきほど次長が申し上げたように、個人情報保護条例第7条の第1項に基本的には個人情報は「収集目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りでない。」ということで、本人同意にもとづくときもこの例外としては規定されておりますので、本人の同意とする限りは、収集できると。この諮問しているところが正確にいうとはずれているのかもしれないかもしれませんが。ただそういった部分でより慎重にやってくださいねということであれば、留意事項というような形でですね、付帯意見をつけていただいたりとかいうことは、もちろん可能です。いろんな意味で慎重にやって欲しいという意思を表すというようなことであれば、もちろん書いていただいても結構かと思います。

**岡会長** 諮問に諮る理由の中でね、最後の3行目ですけども。「同条例第7条に規定する収集方法（本人通知不要化を含む）」と書いてあるので、ちょっとここを気にしているんですけども。同条例第7条に規定する収集方法などの規定に鑑み、特に個人の同意を必要とするものは、努めるようにしていただきたいというようなことになりますかね。

**高田市民部長** そうですね。もちろん、そのようなことを書いていただいても全然OKですので。先ほどの一方からの本当に同意が取れるということが保証されてないと、まあ、そこまで疑うとあれなんですけども。そういうような言わずもがなというようなことのような気もしますけども。審議の中でその辺をより慎重に・より丁寧にということであれば、そういう事項を書いていただくことはもちろん可能です。当然、教育委員会のほうも扱うと思いますし、先ほども審議の中でありましたけれども、教育委員会なり教員の間だけで使うシステムですから、一般に公開されるものではございませんし、今の例にありましたように、市役所のほうでも職員の電話番号であるとか、メールアドレスであるとかいうのは、市のほうに基本的には報告してるんですが。メールアドレスなどは任意になってますし、電話番号については、基本的には報告しなければというふうになってますが、電話が無いという人ももちろんおられるかもしれません。部長級では必須になっているので、公務携帯の貸与もあります。しかし、通常は2個持たないといけなくなるので、私なんかもそうですが、私用のものを登録しています。中には、公用携帯を使っておられる方もおられますので、そういう選択性になっていたかどうかはちょっと今日の質疑では分からなかったですけど。同意は取っているということで、基本的にはそこを信用するならOKということになるのかなと思います。

**岡会長** あれですか。あえて、そういうふうに今度の審議会の結論を、諮問については同意します・了解しますということを出して。

**高田市民部長** はい。

**岡会長** その但し書きで、そういうことを申し上げるのは構いませんか。

**高田市民部長** それはいくらでも、はい。

**岡会長** よろしいですか。

**高田市民部長** はい。基本的にはOKなんだけれども、こういうところは、より慎重にと  
いった感じになると思います。

**岡会長** ええ、より慎重に運用してくださいと。運用ですよ。

**矢倉委員** いや、それを言い出したら今度、生徒からの情報も同じように問題になりませ  
んか。

**岡会長** そうなんだよね。なるね。

**矢倉委員** 教員だけでなく、生徒からにも電話番号というものは入っていますけれども。

**小林副会長** それも親権者の同意があつてとことに、なるはずですから。

**矢倉委員** それも同意を取った上で、ということになっているんですか。そこは。

**小林副会長** それは学務課のデータベースですね。諮問事項の本人通知不要化というのは、  
たぶんそれは学務課システムから持ってくる時の収集がこの第7条の部分に該当する  
というふうに。

**高田市民部長** ちょっと、今日の全体の審議に教育委員会がそこを説明していたかどうか  
という記憶はないんですけれども。吹田市の学校についての私の経験でも、電話番号は  
本人ないしは保護者から元々収集をしていますから、どういったものに使うとかまで同意  
を取っているのか定かではありませんけれども。ある種のお子さんの会であるとか、緊  
急時の連絡であるとかそういったものに使うという一般的な説明はされていると思いま  
す。厳密にどこまでの同意だというのが、ちょっとすみませんが、そこまでは分かりま  
せんけれども。

**岡会長** この第7条の(2)の「本人の同意に基づくとき。」というのは、本人から直接収  
集しなければならないのを外す、但し書きの(2)やね。だからちょっと観点が違うん  
だなあ。いずれにしてもこの審議会としては、できたらですね全員一致で結論を出した  
いんですけれども。基本的には、今日の諮問すべき項目については了承するということ  
にして。ただし、審議会の中では教員の共有情報に関する電話については、特に携帯に  
ついては本人の同意を取るなど慎重にさせていただきたい、こういうことでいいですか。  
市側は、いいですか。それで。

**高田市民部長** はい。事務局としては構いません。その収集の必要性があるのかというこ  
とだと思うんです。そういう観点からのお話だと思います。

**岡会長** それで委員の皆様も、そういうことでいいですか。

＜ 各委員 了承 ＞

はい。できたら全員一致でやりたいと思いますので、そのようにさせていただきます。

それでは、次のことでお願い致します。どうも御審議ありがとうございました。

**川内委員** すみません。時間とらせました。ごめんなさい

**岡会長** いいえ、いいえ。

**森本市民部次長兼市民総務室長** ありがとうございました。

**高田市民部長** 今、おっしゃっていただいた形で、今おっしゃっていただいた部分を文書

にまとめますので。それを最終確認され、もちろん各委員さんにもこういう案で、という  
ことで送らせていただきます。はい。

**岡会長** そうですか。では一応今日、諮問事項は審議会としてはちょっとした留意事項が  
ありますけれど、基本的に了解させていただいたということで。そしたらもう1日から、  
施行できますものね。

**高田市民部長** 間に合うと思います。テスト運用するということですので。

**岡会長** では次、行きましょうか。「その他」ということで。何かございますか。

**柿本市民部市民総務室参事** 特に、事務局のほうからはございません。

**岡会長** 次回期日のことは、いいですか。

**柿本市民部市民総務室参事** それは、はい。閉会后にまた。

**岡会長** それでは今日は、これで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。  
た。